

#### (4) 墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の経営許可制度は「国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする」という観点から設けられているものであり、知事の許可処分もこの趣旨に沿って行われている。

墓地等の設置・経営の許認可については、公益性が強いこと、永続的管理が確保されなければならないことなど法の趣旨からも原則として個人墓地は認められていない。

一方、本県の墓制度は、個人が伝統的な門中墓や家族墓地等を設置する慣習があり、その結果、公営墓地等の整備が遅れてきた。

このため、やむを得ず個人墓地を設置する場合は、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」に揚げられた基準に適合し、市町村の土地利用計画等の支障にならないことなど、諸々の条件を満足している場合に限り、許可を受けることが出来る。

また、(地域の)土地管理運用面からも市町村へ権限委譲することが望まれる。

表3 墓地・埋葬等に関する法律第10条の規定に基づく許可件数  
平成17年度

	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	合計
墓地	140	100	353	355	146	90	109	1,293
納骨堂		1		2			1	4
火葬場		1	1					2

表4 個人墓地許可件数の推移

	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	合計
平成13年度	22	9	15	28	4	0	6	84
平成14年度	2	0	4	16	3	1	17	43
平成15年度	16	1	16	15	4	4	7	63
平成16年度	2	17	21	30	1	8	15	94
平成17年度	1	1	15	19	7	7	6	56

\*個人墓地の許可は、従来県知事により行われていたが、平成10年度から保健所長へ権限委譲された。